

福島県乳業再編協議会工事等競争入札心得

(目的)

第1条 本協議会が発注する工事（工事に関する測量、設計及び調査等の業務委託を含む）又は製造の請負契約に係る条件付き一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札保証金等)

第2条 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とし、その納付等については別に定めるところによる。但し、当該入札に参加する者のうち、会長が減免の必要を認められた場合においては、これを免除する。

(入札等)

第3条 入札参加者は入札公告又は指名通知書、図面、金額抜き設計図書、仕様書の他現場等を熟知のうえ、適正な積算を行い、入札しなければならない。

2 入札参加者は、所定の日時に所定の場所に本人が出席して、入札書を提出することを原則とする。

3 入札参加者は代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 入札参加者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることはできない。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由なくして契約を履行しなかった者

(6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書を一旦提出した後は開札の前後を問わず書き換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第3条の2 入札を希望しない場合には、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。また、第3条第2項で指定された入札時刻に遅れた入札参加者は、入札を辞退したものとみなす。

2 入札を辞退する時は、その旨を、次の各号に掲げることにより申し出るものとする

- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約権者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る）して行う。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提示して行う。ただし、入札書同額がある場合は、辞退を認めずくじで行うものとする。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等に、不利益な取り扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第3条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54条）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について、いかなる相談も行わず独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（積算内訳書）

第3条の4 入札参加者に対し、入札書に加えて「入札書」に記載された入札金額に対応した積算内訳書の提出を求めることができる。

（入札の取りやめ等）

第4条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められたときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札参加者が1者の場合には、入札の執行を延期、若しくは取りやめることがある。

（入札の無効等）

第5条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札参加の資格がない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) その他、本協議会において、特に指定した事項に違反した入札

2 次の各号のいずれかに該当する入札は失効とする。

- (1) 最低制限価格が設定されている場合において、入札金額が最低制限価格を下回る入札

(2) 低入札価格調査制度が適用されている場合において、低価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札

(入札書等の取り扱い)

第5条の2 提出された入札書は開札時前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又は疑うに足りる事実を得た場合には、入札書等を必要に応じ公正取引協議会に提出する場合がある。

(落札者の決定)

第6条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

(再度入札)

第7条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札（以下「再入札」という）を行う。

2 再入札の回数は2回までとする。

3 最初の入札に参加できなかった者、無効入札をした者及び最低制限価格を設けた競争入札において最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再入札には参加することができない。

(契約保証金)

第8条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第9条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約権者が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて一定期間内にこれを契約権者に提出しなければならない。

2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札を取り消す場合がある。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後すみやかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示した場合はこの限りではない。

(意義の申立)

第10条 入札した者は、入札後第3条第1項に規定する事項及びこの心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(共同企業体に関する事項)

第11条 共同企業体が入札に参加する場合においては、代表者があらかじめ他の構成員から入札に関する一切の権限を委任された委任状を提出し、入札に参加しなければならない。

(技術者の配置等)

第12条 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する技術者の設置等について

は、現場代理人及び主任技術者等通知書により確認することとし、適正な配置がされていないことと判断される場合には、当該契約を解除する。

(補則)

第13条 この心得に疑義がある場合には、入札参加者は、その疑義について入札前において質問することができる。